

名護市  
議会議員

# 東恩納たくま

発行：東恩納たくま 名護市字瀬嵩48 電話・FAX：0980-55-8587  
携帯：090-9786-9471 ホームページ：WWW.takumahigashionna.jimdo.com

議会報告第9号

## ▼ワシントンMMC事務所での要請行動



米MMCへ要請&米シユゴン訴訟再開へ！  
稲嶺進名護市長の訪米に合わせ、五月十八日から五月二十二日まで、ワシントンにある米海洋哺乳類委員会（MMC）等への要請行動を行いました。

# アメリカ側から基地建設ストップ

## 米MMCへ要請&米シユゴン訴訟再開へ！

演習内容を変更させたこともあり、これまで、辺野古への米軍基地建設によるシユゴンへの影響に関して強い関心を示してきました。今回私たちはMMCに対し、改めて埋め立て建設に対して監視を行うよう、また「キャンプシユフブ区域使用許可証を日本政府に発行することを含む、基地建設事業を構成するいかなる行為をも国防総省は行うべきではない」という勧告をMMCから出すことを要請しました。

## シユゴン訴訟と合わせて、基地建設へ待ったを！

また七月三十一日、日米の環境保護団体、名護市議・東恩納たくま他原告は、米サンフランシスコ連邦地裁に中断していた「シユゴン訴訟」の再開手続きを申し立てました。私たち原告は米国防総省に対して「基地建設が沖縄シユゴンに与える害を回避・軽減するために綿密な検討を行うこと。検討

## たくま3期目への挑戦！

名護市議会議員選挙は8月31日告示、9月7日投票

東恩納たくまを2期6年の間支援して下さいました皆さんに心より感謝申し上げます。たくまは基地に頼らない地域づくりを目指して、3期目に挑戦することになりました。国が強引に基地建設に踏み切ろうとしている中、1月の市長選で示された「海にも陸にも新しい基地はつくらせない」とする名護市民の民意を守るために、稲嶺進市長を支える与党の過半数を絶対に継続させる必要があります。皆さん更なる御支援よろしくお願い申し上げます。

を終えるまでの間、基地建設を停止すること、具体的には、沖縄防衛局が進める工事関連車両などの基地内立ち入り許可を出さないようにすること」を求めています。訴訟が再開されれば、最短半年程で、決定が下る見込みです。二〇〇八年の中間判決により、米国防総省には国家歴史保存法を順守し「シユゴンへの悪影響を考慮する措置」をとる法的義務があります。彼らは今年四月に、連邦地裁に「シユゴンへの悪影響はない」と結論付けた報告書を提出しました。しかし、法の手続きの根幹である



▲ジュゴン訴訟再開の記者会見  
原告 東恩納琢磨

私たち原告を含む利害関係者との協議が十分にされておらず、秘密裏に作成した報告書は手続き違反であると、考えられます。また、国防総省はその報告書の作成の根拠である文章などを公表しておらず、裁判でその公表も求めます。国家歴史保存法の基本的手続きが実行されていないと判断されれば建設工事が止まる可能性は十分あります。また、裁判で明らかになる文書を以って、前述のMMCが国防総省のジュゴン保護対策に対して、専門家による精査を入れることが可能となり、MMCからも工事ストップの勧告が期待できます。

八月一日の記者会見では原告で名護市議の東恩納琢磨は、「私たちの地域の民話では、ニライカナイの神様がジュゴンの背中に乗って島にやって来る、そしてジュゴンは海の幸

をもたらす、と伝えられてきました。現在、基地建設予定地ではジュゴンの食み跡が多数発見されています。これはジュゴンが、『もし基地が建設されるのであれば、海の恵みをもたらすことはできない』、と私たちに警告をしていると思えてなりません。米政府はジュゴンは沖縄の宝であり、世界の宝であることをしっかりと認識するべきです。」と述べました。

五月から七月にかけて市民グループ「チームザン」の調査で、ジュゴンが海草を食べた跡が、基地建設予定地内でたくさん見つかった事で、「ジュゴンが辺野古・大浦湾を利用するのは限られているので、基地を建設しても影響がない」という日本政府の見解が、信憑性に欠けるという私たちの主張が裏付けられました。ザンの皆さんの地道な調査に感謝です！

日米の弁護士・市民・環境グループと協力しアメリカ側からも基地建設をストップして行きます。皆さんご支援よろしくお願ひします。

### 三月議会 たくま一般質問

三月の定例議会での東恩納たくまの一般質問と回答の要約です。紙面の都合上六月議会については、たくまのホームページ上での掲載とします。ご了承ください。

#### ◇基地問題について

##### 質問

公有水面埋め立てに関して市長意見を提出していますが、知事は意見を無視し、埋め立てを承認しました。市として承認について県に説明を求めています。どのような説明がありましたか。

##### 市回答

本市としては、県知事が承認と判断した理由について、十分な説明がなされていないため、その具体的な理由を確認する照会文書を提出した。その回答では「現段階では環境保全措置が講じられている」「法律に基づき策定された国、県、市の計画の達成を妨げるとまでは言えない」「滑走路延長線上が集落上空を避けることと米軍提供施設の一部を利用して設置するもので、ふつり合いな土地利用になっていない」ので「適合」と判断したと答えるのみで、知事が埋立承認を判断した具体的根拠が全く示されていないかった。

##### たくま

本日に名護市長意見、名護市民意見が知事の政治判断で無視されている状況だと思えます。承認理由の具体的な中身の説明が必要です。名護市としてこの問題を強く県に申し入れをしていただきたい。

#### ◇生活環境について

県の最終処分場について十二月の一般質問での答弁では、協議会設置要綱(案)の作成段階で具体的な工程が示されていないとのことでしたが、その後進展がありましたか。

嘉陽にある名護市の最終処分場に関して十二月には、更なる使用期限の延長願ひについて話し合いを行うとのことでしたが、その後どうなっていますか。

##### 市回答

昨年十二月十八日に地域協議会設置要綱について地域協議会が開催された。なお、昨年十二月十八日以降、現在まで地域協議会の開催はなされていない。また今後の協議会の予定は提示されていない。

嘉陽の件に関しては、現在新たな最終処分場の建設がなされていない状況にあることから、今回、更なる使用期限の延長を図るため、新施設ができるまでの期間として平成三十二年三月三十一日までの使用延長についてお願いをしている。その後、嘉陽区と調整を図り、去る一月二十二日役員会、二月二日役員会最終処分場視察、二月十九日住民説明会を開催した。また昨日、三月十一日第二回目の住民説明会を開催して、嘉陽区民へ使用期限延長に係るお願いをして来た。

### ◇課観光振興について

#### 質問一

観光の発展には発信力が必要ですが、名護市としてどのようなツールを使って発信していますか。また今後の予算額はどの程度を見積もっていますか

#### 市回答

名護市の現在の観光情報発信ツールとしては、日本語、英語、中国語の観光パンフレット「名護のツボ」、観光マップ「名護へGO!GO!マップ」、名護まちなか散策、ポスター「あけみおのまち」となっており、名護市の魅力を発信するPRのツールの種類としては、まだまだ十分ではないと考えている。二十四年度に策定した名護市観光振興基本計画における調査結果の中でも、一番の課題が観光地として名護市の認知度の低さであり、インターネットを使った全国調査において九十五%の人が名前を聞いたことがあるけれども、ほとんど知らないという回答であった。これを踏まえて、一括交付金を活用した観光情報発信事業として観光映像コンテンツ制作、観光パンフレット、ポスターなどの制作を進めているところだ。今議会へ要望している二十六年度の事業予算については、観光情報発信事業として観光宣伝ツールの作成、広告宣伝、セールス誘致活動、映画を活用した宣伝などを計上している。

#### 質問二

商工観光課あるいは観光協会等で、観光客の動向や実

態を知る上での調査や、モニターツアーを実施していますが、どのような調査やツアーが実施されましたか。またモニターツアーが実際のツアー商品として継続している例はいくつありますか。

#### 市回答

まず観光客の動向や実態を知る上での調査については、平成二十四年度に県外観光客へアンケート調査を実施し、旅行目的、認知度、関心度、宿泊日数、満足度などを調査している。また、北部広域市町村圏事務組合では、二十四年度より北部十二市町村のエリアを対象として観光客アンケート調査を実施しており、本市としても、同事業のワーキンググループに参加、連携し、情報の共有を図っている。モニターツアーについては、二十一年度より地域資源、ガイド人材の発掘調査から始まり、二十二年・二十三年度はカヌー体験と市内各地でモニターツアーが実施された。二十四年度からは、市の補助事業として地域観光コーディネート強化事業がスタートし、まちなか観光案内ガイドの育成事業、ガジュマルや市営市場周辺の市街地を回る観光ツアーの開発、モニターツアーが実施された。二十五年度は旅行会社と連携し、豊年祭ツアーのモニターが実施された。モニターツアー実施後に、ツアー商品として継続しているものは、「ひんぶんガジュマルパワースポットめぐり」「津嘉山酒造所学びのコース」など、市街地周辺を回る六コースである。

#### たくま

まちなか案内以外に、このモニターツアーをした結果商品化のめどが立っているものがありますか。

#### 市回答

これから有望だと思われるのが、豊年祭ツアーだ。豊年祭を実施している区が相当数あり、しかもその実施日内容、踊りの仕方などが異なる。今後の商品化が期待される。

#### たくま

かりゆしグループ会長は、観光は平和産業だとおっしゃっていました。その意味で、やはりもっと発信力を強化していただいて、もっと名護市に人が訪れるように頑張っていたきたい。

それに関連して、観光協会のビルですが、ショーウインドウの展示スペースに、ポスターが二、三枚しか張られていません。あのショーウインドウを使って通る市民にも、あるいは観光客にもアピールするようなことが考えられないですか。

#### 市回答

あの施設は観光協会だけではなくて、名護市の商工会も入居している。そのショーウインドウは活用すべきではないかと私も思う。今後そのショーウインドウの広告の仕方については、指定管理者である商工会とも調整をしながら、検討していきたい。

### ◇スポーツ振興について

#### 質問

市長は「二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、市民の関心も高まっていることから、スポーツに親しめる環境づくりに取り組んでいく」と、施政方針で述べていますが、どのようなことをお考えか、具体的にお願いします。また、同オリンピック強化選手を名護市へ呼び込むプロジェクトチームを立ち上げては、と十二月議会で提案しました。答弁では副市長から庁舎内でのような方向性を持ってチームをつくるかも含めて早急に取り組みを始めた、とのことでした。強化チームの誘致は名護市でも期待が持てるのでしょうか。

**市回答**

市民が気軽にスポーツに親しめる環境づくりに向けては、社会体育施設の改修等を含めた利用環境の改善や各種生涯スポーツ教室等の開催に次年度も取り組んでいく。それからオリンピック強化チームの誘致は名護市でも期待が持てるのかという質問については、室内競技やゴルフ、自転車競技のロードレースなど、既存施設が活用できる競技、セーリングなど海洋を活用できる競技などについては、本市でも誘致の可能性はあるのではないかと。沖縄県においてオリンピック開催準備委員会の立ち上げを予定している中で、本市でも強化チームのキャンプや合宿等が誘致できるような情報収集を行い、強化選手のカンパや合宿等の誘致に向けて取り組んでいきたい。

**◆農業振興について**

**質問**

名護市堆肥センター機能高度化施設整備についての進捗状況をご説明ください。

**市回答**

名護市堆肥センター機能高度化施設整備事業については、平成二十五年度基本設計を実施し、市内畜産農家からのアンケート結果を踏まえ施設規模を算出した結果、原料が現状の約九千トンから約一万八千トンと、製品については二千百トンから五千三百トンの製品が製造可能な施設となっている。また、堆肥化の方式については、現在と同様にシヨベルローダーでの切り返し及び通気装置を用いての通気堆積方式を採用することとしているが、いわゆる通気堆積方式を採用することとしているが、これまでの施設と違い、施設の一体化による製造工程の効率化や原料ごとの置場や発酵槽の設置による品質管理の向上、密閉式になることから外部への臭気漏れが抑えられる設計となっている。現堆肥工場より高品質な堆肥の供給及び周辺環境に配慮した運営が可能となる。現

在はその基本設計をもとに建築及び外構の実設計並びに地質調査を実施しているところで、事業としては繰越しをして五月末の終了をめどに進めている。二十八年四月からの運用開始を目指している。

**◆名護学院の跡地について**

**質問**

名護学院が移転し、現在その跡地には一部の私有地と広大な市有地が放置されています。私は以前跡地について森林公園にできないかと提案しましたが、市の森林公園は途中で用途変更したものだから、同様の森林公園について国の補助事業を得ることは難しいとの回答でした。しかし、せっかく造成した土地があるのですから、何らかの有効利用が期待されています。市の公共施設が無理なら、民間活力も導入し太陽光発電パネルの設置、あるいは農用地としての転用ができないかお伺いします。

**市回答**

名護学院の跡地利用は、一部が県の土砂災害危険箇所位置づけられているということもあり、慎重に対応しなければならぬ。太陽光発電パネルの設置はどうかということであるが、再生エネルギーの接続量には限界が生じやすい状況で、25年に沖縄本島における太陽光発電の接続申込み量が接続限界の目安を超過したと、沖縄電力が公表している。また、現在平地でも遊休農地が多く、ここに新たな農地を造成する必要があるかどうか考えていかなければならない。

**◆墓地用地の確保について**

**質問**

区として区民の墓地用地を確保するために、区有地の山林を墓地に地目を変更することが可能ですか。その事例があるのかお伺いします。

**市回答**

墓地等経営許可を得て墓を建立した箇所の分筆登記をした場合は、地目変更ができる。区有地の山林を墓地に地目変更した事例については、把握できていない。なお、地目変更とは別の事案だが、区の共同墓地として墓地等経営許可を得ている事例は、喜瀬区、幸喜区、部間地域共同墓地などとなっている。

**◆河口閉塞について**

**質問**

汀間川の河口閉塞の解消について区と北部土木事務所との話し合いの中で、川の堆積した砂を持ち出して解決を図ることでしたが、堆積した砂はいまだ持ち出されていません。いつ持ち出すのかも含めて市としても話し合いの場をつくってください。

**市回答**

河川管理者である北部土木事務所に問い合わせをしたところ、持ち出しをする砂の量が規模なため、今のところ予定が組めない状況であるとのことだ。河川のしゅんせつについては、河積断面阻害による氾濫防止や排水機能の低下、河口閉塞による水質悪化防止などが主な目的だが、汀間川が都市河川とは異なり、自然環境が豊かで観光的ポテンシャルもあることから、汀間川が持つ自然環境や景観の特性など、様々な要素を考慮する必要があると考えている。しゅんせつの目的及び範囲について河川の管理者である北部土木事務所と調整をしていた。きたいと考えている。この件に関し、市が何らかの形で連携することがある場合は、話し合いの場に臨みたいと考えている。